

| 項番 | 質問日 | 質問 | 回答 | 回答掲載日 |
|----|------|--|--|-------|
| 1 | 8月2日 | 業務代行料の上限額には昨今のエネルギー高騰分等を含むものですか？ 上限額がエネルギー高騰分を含むものとした場合、収支を取ることは難しいものと思われま | 業務代行料の上限額は光熱費を含む経費となります。 ご提案いただく金額は業務代行料の上限額の範囲内としてください。 | 8月10日 |
| 2 | 8月2日 | 協定書（案）第29条に定めるリスク分担表について質問します。 ・「物価」において指定管理者が許容すべきインフレ、デフレの範囲と収支計画に多大な影響を及ぼす場合との線引きはどのようにするのですか？ 上記明確化のために申請書収支計画における費目別コスト構成比を定め、別に定めたインフレ指標の変動幅が予め定めたリミットを超えた場合は協議事項とする等、明確にさせていただくことをお願いできませんか？ ・「管理経費の膨張」における“収支計画に多大な影響を及ぼす場合”とは、具体的にどのような場合でしょうか。具体的に説明いただけませんか？ | リスク分担表の「物価」の「指定後のインフレ、デフレ」に係るリスクの負担者は指定管理者としていますが、それでも収支計画に多大な影響を及ぼす場合があると本市又は指定管理者が申し出た際に、「収支計画に多大な影響を及ぼす場合」として本市と指定管理者で協議のうえ解決等図っていきますことから、予め本市と指定管理者との間で基準等を定めることは出来ません。 「管理経費の膨張」における収支計画に多大な影響を及ぼす具体的な事例としては、例えば本市の要因以外でセンター利用者が突如として10倍増加した場合、当然として経費が圧迫されることとなりますが、この場合においてはリスク分担表に基づけば、大阪市の要因によるものではないため当該リスクの負担者は指定管理者となりますが、想定出来ない事情等やむを得ない事情がある場合に、本条項を用い本市と指定管理者で協議を行い解決等図っていくための条項となります。 | 8月10日 |
| 3 | 8月2日 | 協定書（案）第35条に関連して質問します。 ・第3条には明定した「自主事業」の記述が無いように思います。「自主事業」の範囲・内容を教えてください。 ・上記に関連して、第35条2項の定を具体例で教えていただけませんか？ | 募集要項7（7）②に記載のとおり、申請者が自主事業を実施する場合には提案していただき、本市が承認した内容が「自主事業」の範囲・内容となります。 また、協定書案（基本協定・年度協定）上記以外の老人福祉センターの基本協定第35条第2項を説明しますと、自主事業の収支が赤字となった場合、第1項は自主事業の赤字額を含めずに老人福祉センター事業の収支のみで積算することとなります。 | 8月10日 |